

平成 29 年 4 月 27 日

各 位

倉 吉 信 用 金 庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件が発生させ、ご支援ご信頼を賜っております地域の皆様、お取引を頂いているお客様や会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事 故 者	当金庫元職員 (50 歳代男性、次長職)
事件の内容	(1) 事故者は、お客様のローンカードと暗証番号を盗み取り、資金を着服しておりました。 (2) 事故者は、当金庫の ATM 現金ボックスから、現金を抜き取り着服しておりました。 (3) 事故者は、お客様からお預りした融資手数料と抵当権抹消費用の現金を、入金処理せず着服しておりました。
発覚の経緯	(1) について、平成 29 年 3 月 24 日、お客様からの、自分名義のローンカードが知らないうちに使われているようなので調べてほしいとの問い合わせにより発覚しました。 (2) について、平成 29 年 3 月 27 日、事故者の供述により発覚しました。 (3) について、平成 29 年 3 月 29 日、事故者の供述により発覚しました。
発覚年月日	平成 29 年 3 月 24 日 (金) から 29 日 (水)
発 生 期 間	平成 26 年 8 月 4 日から平成 29 年 3 月 29 日
発 生 店 舗	浦安支店、東郷支店
事 故 金 額	(1) について、1 先、 2,000,000 円 (累計 1 先、4 件、4,000,000 円) (2) について、 2,600,000 円 (累計 10,700,000 円) (3) について、1 先、 31,400 円 (累計 31,400 円) 合 計 4,631,400 円 (累計 14,731,400 円) 事故者の家族により全額弁済されており、実損はありません。

2. お客様への対応

事故者が不正を行っていたお客様へは、面談のうえ経緯を説明するとともに、深くお詫びいたしました。

### 3. 関係機関への届出等

監督官庁に対し、法令に基づき不祥事件等届出書の提出を行ないました。また、警察にも通報しております。

### 4. 関係者の処分

事故者につきましては、平成29年4月18日付にて懲戒解雇処分といたしました。また、関係者の処分につきましては、経営責任、管理・監督責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を実施いたします。

### 5. 今後の対応

当金庫は、法令等遵守を経営の最優先課題と位置付け、法令等遵守態勢および内部管理態勢の強化・整備に努めてまいりましたが、今回の事件が発生し、これらの態勢が十分に機能、徹底していなかったことによるものと役職員一同深く反省しております。

今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、今後このような事態を起こさないように、再発防止に向け、法令等遵守態勢と内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

倉吉信用金庫 コンプライアンス統括室（担当：水口） 総務部（担当：柿本）

電話番号 0858-22-1111

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除きます）